

香川県条例第44号

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例

香川県議会委員会条例（昭和31年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数） 第2条 略			（常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数） 第2条 常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数は、次の表のとおりとする。		
名 称	所 管 事 項	委員の定数	名 称	所 管 事 項	委員の定数
総務委員会	政策部、総務部、 <u>危機管理総局</u> 、出納局、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	略	総務委員会	政策部、総務部、出納局、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	略
略			略		

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。